



令和3年1月7日

お取引様各位

新型コロナウイルス対策緊急事態宣言発令に伴う対応について

平素は、格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、御周知のとおり新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法（新型コロナ特措法）により緊急事態宣言が発令されるようです。

環境省からの通達によりますと、新型コロナウイルスに係る廃棄物の処理については、通常のインフルエンザと同様の処理方法にて処分する事により感染を防ぐことが可能と考えられております。つきましては、廃棄物処理が遅延した場合には、かえって公衆衛生上のリスクが高まるおそれがあることを考慮に入れ廃棄物処理体制の維持に十分考慮するよう要請がありました。

現在弊社と致しましては、発令後の業務への影響や回収体制に変更は無く通常通りの営業を予定しておりますが、今後各自治体の要請に伴う外出禁止や収集体制の減便など混乱に伴う回収時間の遅延などが予想されますことご理解をお願い申し上げます。

また、弊社と致しましては、緊急事態宣言の間、下記の対策を取ることと致しましたのでご協力下されますようお願い申し上げます。

記

1. ご来社いただく場合には、検温・手指の消毒・マスクの着用をお願い致します。
2. 事務所窓口業務での場合は、対人距離・場所・人数を制限のうえご対応させていただきます。
3. お取引先様の休業や回収業務の変更がある場合には速やかに弊社へご連絡を下さい。
4. 感染リスク削減の為、対面での打合せ等を避け書面・電話にてご対応させて頂くケースが御座いますのでご了承ください。

弊社と致しましては、日頃からの「こまめな手洗い」「咳エチケット」の実施やの感染リスクの高い「密閉」「密集」「密接」の回避について、引き続き徹底実施を行い、感染がさらに拡大しないよう努める所存ですので、関係する皆様のご理解とご協力の程お願い申し上げます。

ご不明な点は弊社総務部(0463-21-4792)までご連絡をお願い申し上げます。

神奈川環境開発株式会社